

福島県 川俣町

(基本方針)

- 川俣町の公共インフラで、特に山木屋地区では避難解除に伴い、道路や農業用水路、暗渠排水の復旧、文教施設や保健医療施設の復旧を最優先に、帰還の際支障のないよう取り組む。
- さらに、平成24年に策定された川俣町復興計画（平成26年7月川俣町復興計画（第2次）の一部改正）に基づき町内全域を対象に、安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興の加速化により、マイナスからプラスへの復興を目指し、以前にも増して住民が安心して暮らせる安全なまちにしていく。

(復旧の概況)

- 川俣町は避難指示区域に指定されていた山木屋地区を含め、生活に必須となる道路等のインフラの復旧は概ね完了した。
- 医療施設や役場、学校、公民館、公営住宅などの住民の生活環境やコミュニティ復活に係る公共インフラについては、平成30年度に山木屋小・中一貫校の整備を実施し、概ね完了した。
- 令和3年度は農地保全管理や除染・仮置場返地等について実施する予定である。

●→ :工程が見込めるもの

●.....→ :工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	R2年度の目標 (R2.8.7公表)	R2年度に実施 したこと(成果)	R3年度に実施 すること(目標)	R3年度				R4年度				R5年度				R6年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
災害廃棄物等処理																			
対策地域内廃棄物処理	国	焼却処理終了																	
生活環境の整備																			
山木屋地区内 取付道路整備	町	維持管理ができず、通行等に支障 をきたしている道路の整備	-	-	-	整備完了													
山木屋地区復興拠点の整備																			
商業施設	町	商業施設	-	-	-	整備完了												平成29年度第1四半期中に運営開始 平成29年7月1日商業施設オープン	

川俣町のインフラ復旧状況（令和2年度末現在） ※帰還困難区域を除く

工 種	復旧の状況	内 容	(参考) 事業完了時期
道路 (市町村管理)	◎ 全線通行可 (H27年度)	(復旧済 68路線 108箇所) / (被災 68路線 108箇所)	平成27年度
河川 (市町村管理)	×		
河川 (県管理)	◎	(復旧済 1河川) / (被災 1河川)	平成26年度
漁港		該当なし	
海岸		該当なし	
海岸防災林		該当なし	
上水道	×		
下水道			
農地・ 農業用施設	○	[用水路] 復旧済0地区/被災1地区(工区単位0/11) [暗渠排水] 復旧済0地区/被災1地区(工区単位0/11) [ため池] 被災なし	(未定)
公共施設	◎	[復旧済] 役場庁舎、小神公民館 [復旧中] なし	平成28年度
医療福祉施設	◎	[復旧済] 山木屋診療所	平成27年度
文教施設	◎	[復旧済] 山木屋小学校(小・中一貫校として整備) 山木屋幼稚園、山木屋中学校(解体) [復旧中] なし	H30年度
観光施設	×	被災なし	
住宅	◎	[復旧済] 山木屋地区町営住宅(1戸)	H30年度
	◎	[建設済] 災害公営住宅(新中町団地)(40戸) [建設済] 災害公営住宅(壁沢団地)(80戸)	H28年度
除染 (除染特別地域)	◎	[実施済] 面的除染が完了	平成27年12月
廃棄物処理	◎	・被災家屋等(329件)の解体撤去工事を完了	平成30年11月

【凡例】◎：復旧済・機能回復済、○：復旧中・建設中、▲：未着手、/：該当なし、×：被災なし